

予防接種健康被害救済制度について

提 案	予防接種健康被害救済制度について、奈良県や春日井市のようにホームページや幅広い広報媒体で分かりやすく案内する事。 予防接種健康被害救済制度申請希望者に、分かりやすい書き方案内を作成し、希望者に案内を配布、ホームページや幅広い広報媒体で周知する事。 市内全ての病院に対して予防接種健康被害救済制度を希望される患者さんに、受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達を出す事。 病院用に「受診証明記載マニュアル」を作成しホームページ広報で案内する事。また作成したマニュアルを医師会、各病院に分かりやすく案内、周知する事。 ワクチン接種記録の保管期限延長、若しくは接種者手帳の発行を国に働きかける事。 市内の小中学校に通う、ワクチン健康被害の児童・生徒に対する、教育を受ける機会の保持の為、被害を把握するための調査を行い、各学校に体調不良で通えなくなった子供にオンライン授業を検討したり、出席日数に関して、診断書がある場合出席停止扱い等を検討したり、進級卒業に関し柔軟な対応を行うよう各学校に通知する事。 ワクチンによる健康被害によって職を失った方、体調不良による再就職の難航者に対する生活の救済の為、調査を行い必要な処置を行うよう、国に働きかける事。
回 答	ご提案ありがとうございます。 予防接種健康被害救済制度について、対象者向け予防接種説明書、医療機関に配布する「雲南市予防接種実施要領」等のほか、乳幼児については、出生時に渡す予防接種手帳（予防接種予診票綴り）等に記載し周知しております。 現在、市のホームページの予防接種に関するページは改修予定であり、この機会に提案者様からご提示のあった奈良県や春日井市のホームページなどを参考に、健康被害救済制度も含め分かりやすい内容となるようにしたいと考えております。 また、健康被害救済制度申請希望者へはその方の申請内容に合わせた申請書類の記載例を作成するなどにより、担当者から申請者またはご本人に説明する際に丁寧な説明を心がけております。 医療機関に対しては、健康被害救済制度申請者の同意を得た上で、事前に市の担当者から報告書等の書類の提出を依頼したり、申請に関

する市からの内容確認について協力依頼を行ったりしております。現時点においては、受診証明書の記載やカルテの開示を拒否するような事案は発生しておりません。

予防接種記録については、市の電算システムに保存しております。また、対象者本人の接種記録は、接種した医療機関において「予防接種済証」を交付するほか、乳幼児については「母子健康手帳」に記載してもらうようになっています。

なお、予防接種履歴の再交付希望者には「予防接種証明書」を無料で交付しております。

予防接種記録の保存期間延長については、市では予防接種法の法定保存期限５年で運用しておりますが、厚生労働省において保存期限延長を検討されていることから、今年度より予診票の廃棄を見送り、今後は電子記録での保存も含めた対応の検討を始めています。

予防接種による健康被害が生じた児童・生徒について保護者から相談があった場合は、教育委員会と連携して対応してまいります。また、予防接種による健康被害により失職した方や体調不良による再就職難航者への生活救済については、市担当部局と協議し、必要に応じて国、県への働きかけを行ってまいりたいと思います。

この度は、市政へのご提案をいただき誠にありがとうございます。今後の事務の参考とさせていただきます。

（ 回答部署 健康福祉部予防接種対策室 ）